

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（案）に対する意見  
の募集（パブリックコメント）について

平成 20 年 8 月 25 日（月）  
環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室  
代 表：03-3851-3351  
室 長：植田 明浩（内線 6484）  
専門官：荒牧まりさ（内線 6407）  
担 当：鈴木莉恵子（内線 6406）

第 169 回通常国会において、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）が成立し、本年 6 月 18 日に公布されました。これに伴い、同法の施行に必要な事項を定めるため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく法律施行令（案）を検討しております。

本件について広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成 20 年 8 月 25 日（月）から 9 月 24 日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

今般、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（案）」を取りまとめましたので、広く国民の皆様のお意見を募集いたします。御意見のある方は、意見提出様式（別紙）に沿って御提出ください。

頂いた御意見につきましては、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、御意見に対して、個別に回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

- 1 募集期間 : 平成 20 年 8 月 25 日（月）～平成 20 年 9 月 24 日（水）
- 2 提出方法 : 郵送、ファックス、電子メール
- 3 募集内容 : 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（案）  
について

<御意見の提出先・お問い合わせ先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 鈴木 宛

TEL：03-3581-3351（内線 6406）

FAX：03-3508-9278

E-mail：shizen-some@env.go.jp

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（案）の概要

### 1 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律について

本年6月、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「法」という。）が成立した。法は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図ることを目的として、以下の内容を規定している。

- ・ 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法の基準等を定めることができることとし（第5条）、このとき、何人も、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、販売及び輸入をしてはならないこととする（第6条）。
- ・ 農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入及び販売を禁止することができることとする（第7条）。
- ・ これらの愛がん動物用飼料が流通した場合には、農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、廃棄・回収等を命ずることができることとする（第8条）。
- ・ 基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者等は、農林水産大臣等への届出や帳簿の備付け等をしなければならないこととする（第9条、第10条）。

### 2 政令に定める内容

法では、愛がん動物について政令で定めることとしているほか（第2条第1項）、輸出用の愛がん動物用飼料について、法の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができることとしている（第15条）。これらについて、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（以下「令」という。）で定めることとする。

#### （1）愛がん動物の指定（第1条）

法第2条第1項に基づき、愛がん動物として犬及び猫を定める。

#### （2）輸出用愛がん動物用飼料に係る適用除外（第2条）

法第15条に基づき、輸出用の愛がん動物用飼料について、法第6条の規定（基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、販売又は輸入の禁止）の適用をしないこととする。

政令第 号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令(案)

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第二条第一項及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(愛がん動物)

第一条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第二条 法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

(農業資材審議会令の一部改正)

第二条 農業資材審議会令(平成十二年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表飼料分科会の項中「(昭和二十八年法律第三十五号)」の下に「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)」を加える。